

令和7年度 岩国市立東中学校 部活動運営方針

1 ねらい

- (1) 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図る。
- (2) 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養を図る。
- (3) 興味・関心を同じくする異年齢集団における活動を通して、リーダー性、協調性等の社会性を育む。
- (4) 生涯にわたって運動文化・芸術文化に親しもうとする態度や、その基礎を養う。

2 活動内容

(1)運営について

- ① 顧問、学級担任、保護者等が連携し、円滑な運営を心がける。
- ② 必要に応じて部活動顧問会議等を実施し、部活動運営における意思の疎通に努める。
- ③ 定期的にキャプテン・部長会議、部活動集会等を開催し、努力目標などの共通化・意識化を図る。
- ④ 部活動懇談会を開催し、保護者と顧問による円滑な運営について共通理解を図る。
- ⑤ 部活動全体の推進を図るため、校内に部活動担当教員を配置する。

(2)活動について

- ① 活動方針、活動計画等に沿って、計画的に活動する。
- ② 活動計画は、概ね翌月が始まる2週間前までに作成し、生徒及び保護者等に配付する。
- ③ 原則として、顧問がついて指導にあたる。
- ④ 安全管理には十分留意した活動を行うとともに、けが等が起きた場合は、速やかに処置を行い、適切に対応する。
- ⑤ 使用する設備の点検及び整頓・清掃、校舎の施錠等は顧問が責任をもって行う。

(3)休養日について

- ① 週当たり2日以上(平日、週末それぞれ少なくとも1日以上を休養日)の休養日を設ける。
週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 長期休業中も、学期中に準じた扱いとする。また、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(4)活動時間

- ① 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日は2時間程度、学校の休業日(長期休業中含む)は3時間程度とする。
- ② 朝練習については行わない。
- ③ 活動終了時刻および下校完了時刻は、次のように定める。

令和7年度版

期間	通年
総下校時刻	17:00

※総下校時刻の10分前までには後片付けに入り、総下校時刻までにエントランス、グラウンド 出入口を通過する。

※公式大会やコンクール等の直前期間における活動時間の延長は、保護者の承諾・職員会への届けをもって、学校長が許可する。なお、活動時間延長の申請は、大会1週間前からとし、延長時間は1時間以内とする。

※時間厳守は、生徒指導重点目標のため、守れない場合は、活動停止措置もある。

(5)服装について

- ① 活動の服装は、制服または体操服および、部で揃えた練習着とする。防寒着については、部で揃えたものや許可されたものは着用してもよい。
- ② 部単位で購入した防寒着は、登下校時の防寒着として使用できる。

(6)入部・転部・退部について

- ① 入部は希望制(任意加入)とする。
- ② 7年生希望者は体験入部に参加し、自らの適性を考慮し、3年間続けられる部を選択する。
- ③ 体験入部期間における、放課後の活動は、17:00を完全下校とする。
ただし、入部する意志が固まっている生徒については、入部届提出と同時に入部を認める。
- ④ 原則として3年間同一の部で活動するものとする。
- ⑤ やむを得ない転部・退部は顧問・担任・家庭との十分な話し合いの上、決定し、転部届、退部届を部活顧問に提出する。
- ⑥ 社会体育団体・社会教育団体に所属する生徒も、希望があれば顧問・担任・保護者と話し合いの上、入部できる。
ただし、部の状況(部員数、活動日、活動場所、内容等)により入部できない場合がある。

3 その他

- (1) 規律違反その他好ましくない状況があった場合には、一定期間活動を停止させることがある。
- (2) 活動停止の決定は、部活動顧問会議で討議の上決定し、生徒・保護者に連絡を徹底する。
- (3) 部の廃部・募集停止等については、校内部活動検討委員会等で討議の上、最終的に学校長が決定する。
- (4) 活動予算は、体育文化振興費予算より計上され、年度初めに提示する。
- (5) 9年生の活動は、選手権大会予選または選手権大会及び文化祭をもって引退とする。その後の特別な活動(大会への出場など)は、保護者の承諾を得ることとする。また卒業後、部活動に参加希望の者については、保護者および顧問の了承のもと、卒業式～3月31日までの休日および休業日の参加を許可する。
- (6) 定期テスト前は以下のとおり活動中止とすることを基本とする。特別な事情がある場合は職員会の了承を得て許可する。
 - ①1・2学期中間テストは、5日前から活動中止
 - ②1・2学期期末テストおよび学年末テストは、7日前から活動中止
- (7) 感染症等の感染防止に努める。(健康観察、手指消毒、換気など)